

## 戦後新教育の普及に関する研究：教育指導者講習 ( I F E L ) に内在した問題

松本, 和寿  
九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻(教育方法史)：博士課程

<https://doi.org/10.15017/1904674>

---

出版情報：教育基礎学研究. 4, pp.57-78, 2007-03-31. Faculty of Human-Environment Studies,  
Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：

## 戦後新教育の普及に関する研究

### — 教育指導者講習（I F E L）に内在した問題 —

松本 和寿

#### はじめに

本研究は、戦後新教育（以下：新教育）が、全国の指導者たちにどのように理解され実践化されたかという問題意識の基、新教育の理念や教育方法の伝達の様相及び授業の実際について明らかにすることを目的とする。

新教育の普及は、日本の教育行政および教育現場に新たな価値観と方法論をもたらしたが、その背景で文部省は、新しい理念を理解し実践化し得る指導者の養成を行うという急務の課題を抱えていた。

ここに言う指導者とは、学校現場で子どもの教育にあたる教員、その教員に指導・助言を与える教育委員会の教育長や指導主事、また、大学において教員養成にあたる大学教員を指す。

周知のとおり、これら指導者を養成する機関の設置や法的根拠の付与は、教育委員会法の制定 1948（昭和 23）年や教育職員免許法及び国立学校設置法の制定 1949（昭和 24）年等により、戦後短期間のうちに行われ整えられた。しかし、そのような形式的組織化と平行して、それぞれの権能や役割を理解し、いかなる方法を以て職務にあたるかという実質的な資質向上を図る方策が必要とされていたのである。

本論では、それら指導者またはその候補者を対象とし、新教育の理念や方法について講習を行った教育指導者講習（INSTITUTE FOR EDUCATIONAL LEADERSHIP, 以下：I F E L）における受講者選考や講習の状況を明らかにすることにより、新教育普及の一役を担ったとされる I F E L の評価に新たな視座を提示することを試み、本研究の端緒としたい。

#### 第一章 I F E L の概要と教育史的評価

##### 第一節 I F E L の概要

I F E L は 1948（昭和 23）年から 1952（昭和 27）年までの間、8 期にわたり開催された。それぞれ、教育長講習、指導主事講習、教育学部教授講習、各教科教育法講習

等、戦後の日本の教育の中核となる人材を集め目的別に講習が行われた。その受講者は、現にその職にある大学教員、地方教育委員会の教育長及び指導主事、あるいは近い将来上述の職に就くことが想定される附属学校教員、公立学校教員であった。その総数は第1期から第8期までを通じ合計9,374名にのぼった。講習はアメリカ人講師を招き行われたが一部日本人も講師となった（第8期は日本人講師のみにより実施）。(1)講習会の名称は、第1期から第4期までは「(第〇回)教育長等講習」、第5期以降は、「(第〇期)教育指導者講習」として実施された。(以下、すべて「第〇期 IFEL」として記述。)

## 第二節 IFELの教育史的評価

IFELにかかわる史料には、文部省学術情報局が全講習会の概要と成果を総括した『教育指導者講習小史』1953がある。また、各期ごとの講習会の受講者の手による研究集録が発行されている。一方、IFELを対象とした研究は、大津一義「保健カリキュラム編成に関する研究-1・IFEL保健班カリキュラム形式案を中心にして」1977を嚆矢とし、中屋紀子「対日占領期の教育指導者講習会(IFEL)と家庭科教育」1982、松宮哲夫「1950年代前半の数学科教育法研究の動向-IFEL(1951 広島)」1996、小谷野邦子「教育指導者講習(IFEL)に見る戦後教育の出発と教育心理学」1999、坂口京子「教育指導者講習(IFEL)における国語科教育の特質」2000、等の個別の講習内容について明らかにしながらその特質に言及した研究や、高橋寛人「CIEの戦後民主化政策におけるIFELの機能と位地」1984、平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会(IFEL)の基礎的・調査研究」1995等、IFELの全体像に迫る研究が残されている。また、高橋寛人は、『占領期教育指導者講習基本資料集成』1999として、IFEL実施にかかわる文部省文書や研究集録の一部、受講者名簿等を集めた3分冊に及ぶ資料集を編んでいる。

このようにIFELに関する研究は、着手されてから間もないものの全体像の解明と個別の講習内容の把握の両面から蓄積されつつあるところである。

そこで、先行研究においてIFELがどのように評価されているか見ていきたい。三原和子と北村陽英は、1950(昭和25)年度の第5期IFEL養護教育講習の研究集録に基づいて、受講者が目指した養護教諭の職務内容を明らかにしているが、その総括として「IFELは、CIEの主導で行われた規模・内容ともに日本のみならず世界的にも例を見ない教育者の現職教育であった。この講習に養護教諭も参加したのであるが、当時の学校では児童生徒の健康問題が山積みしており、長期間学校を離れて大学で研修を受けることに批判的な養護教諭もいたようである。しかし、参加した受講生たちは米

## 戦後新教育の普及に関する研究

人講師や日本人講師の話を一方向的に聞いているだけではなかった。現場の問題を解決するために寸暇を惜しんで成果を上げたことは疑う余地もない。」(2)とまとめている。

また、柴静子は、1950(昭和25)年度の第4期から1951(昭和26)年度の第7期までの家庭科教育講習の講習内容や受講者アンケートを詳細に分析し、家庭科教育の立場から「I F E Lの歴史的意義を明確にする」(3)ことを試み、「C I Eのアンケート調査が示すとおり、第5・6・7期I F E L家庭科教育部門の受講者は、開催大学の総力を挙げた講習を通して、新しい家庭科教育の理念を理解し、また新教育方法、教育における民主的な人間関係の築き方等をディスカッションやワークショップを通して体得した。」(4)とまとめている。

このような、I F E Lの意義を肯定的に総括する研究は、中屋紀子、榊原博美らの研究(5)にも見出すことができる。いずれも講習対象となった分野の特質に応じて、個別的な批判や疑問を呈している部分が見られるにしても、新教育普及にI F E Lが果たした役割を肯定的に評価していることに変わりはない。つまり、上述の見方が、I F E Lの教育史的評価の大勢と見ることができよう。

そのような中、小谷野邦子は、「教育指導者講習(I F E L)に見る戦後教育の出発と教育心理学」(6)で、I F E Lの受講者選考における期別の志願者の属性や合格率に言及し、当初、「民主主義教育の教育を目指したはずのI F E Lの性格」が、第5期以降変質したと指摘するとともに、「講座の種類も含め、教育内容は決められていて、その範囲内の問題をめぐっては自主的研究の場を保障されていた」と述べ、「I F E Lの担った「民主主義」の限界がそこにある」という見方を提示している。小谷野は、I F E L第3期、九州大学で「教育評価」の講習を担当した鼻地三郎や第1期から第8期まで全期間講師を務めた宗像誠也の言を取り上げ、「アメリカ側の検閲にまで及ぶ主導」の実態を批判する(8)のであるが、このI F E Lの問題点に触れた一節は、上述した教育史的評価の大勢の中にあって特筆に価するものであろう。

### 第三節 問題の所在

I F E Lの受講志願者や合格率に着目し、「I F E Lの担った「民主主義」の限界」を指摘した小谷野の見方はI F E Lの評価に新たな見方を提示している。しかし、小谷野の言及は、教育心理学を対象としたI F E L研究の前提としてI F E L全体を概観する際に記した一節の中での発言である。そのため、第4期までの合格率や志願者の属性を文部省が発表した資料に基づき全国的規模で把握したに止まっている。また、第5期以降の志願者減少の理由については、「時代的背景」(日本の独立に伴う民主主義の逆行)

の影響ではないかと推測する以上は深く追究していない。この小谷野の示唆を I F E L 評価の新たな視座としてさらに考究するには、I F E L 志願者（受講者）各々の状況や講習の実際について個別具体的に検討し、全国的規模でまとめられた「データ」に内包された I F E L の問題点を、「現場サイド」から明らかにするという作業が必要であろう。そのことを通して、本論では、民主主義を謳い戦後新教育の普及を目指したとされる I F E L に内在した非民主的な側面について考察していきたい。

そこで、小谷野の示唆に基づき、受講者選考及び講習の実際の二点に着目し論考を進める。具体的には、まず、地方における I F E L の受講者選考の具体に触れながら第 5 期以降の志願者減少の理由に迫りたい。また、小谷野が I F E L 講師の著述した一文を引いて「アメリカ側の検閲にまで及ぶ主導」とした講習の実態についても、さらに詳細な分析を試みることにする。

以下、第二章では、まず I F E L 受講者の選考問題について『教育委員会月報』第 4 号（1950 年）等を史料とし明らかにする。選考試験の実施については先行研究においても触れられてきたが、その問題の具体について紹介したものは管見の限り見当たらない。その後、出願方法や手続き等の手順についても確認し、その上で大阪府公文書館所蔵の公文書から、大阪府における受講者選考の状況を明らかにする。

続いて第三章では、1949（昭和 24）年、九州大学を会場として行われた第 3 期 I F E L の講師を務めた山本三郎（鼻地三郎、当時、福岡学芸大学教授、現、「しいのみ学園」園長）へのインタビュー（平成 18 年 12 月 10 日実施）を基に、講習内容や方法等への C I E の関与の実際について明らかにしていく。

## 第二章 受講者選考の実際

### 第一節 選考問題

受講者の選考問題は文部省が作成し、教育法規、教育行政、教育内容の各分野からなる合計 100 問が出題された。その一部を次に記す。(9)

教育法規（憲法、教育基本法、学校教育法等）

- ・学校教育法によって教員となる資格がないと規定されていることを三つあげよ。
- ・公立学校とは（ ）の設置する学校をいう。

教育行政（正しいものに○を付ける）

- （ ） 1 特定の政党を支持し反対するために政治教育をしてはならない。
- （ ） 2 自己の属する政党の政策による政治教育をするのが当然である。

## 戦後新教育の普及に関する研究

( ) 3 一切政治教育をしてはならない。

### 教育内容

- ・ 社会科は人間の ( ) を理解させることがその指導の一つの重点である。
- ・ 体育の重点は,
  - ( ) 1 スポーツやレクリエーションの活動におくべきである。
  - ( ) 2 規律の訓練におくべきである。
  - ( ) 3 武道におくべきである。 (正しいものに○を付ける)

選考問題は、以上のような教育に関する各分野の知識を網羅的に問うものであった。その結果の詳しい分析はここでは行わないが、第1期から第4期までの選考結果の特徴について、当時文部省は次のような考察を行っていた。(10)

- 1 一般教師の教育に関する知識理解の程度がかなり低いのではないかと疑われること。
- 2 これらの成績は、大学を除く教員養成機関以外の学校出身者において低いものがあるだろうということ。
- 3 教育に関する知識理解において、教育内容に関するものが比較的低いのではないかとということ。
- 4 教師の年齢において、ある年齢を過ぎると教育に関する知識理解が衰退し、その半面活動意欲も減退するのではないだろうかということ。

このような分析の後、執筆担当者は教師の学力向上のための施設を設置する必要があることを説いている。このことは、志願者の合否に直接かかわるものではないものの、志願者が当時の教員中、地位的・キャリア的に上位層であったと推測できることも併せて考えると、I F E Lの受講者選考が、文部省に教員の学力不足について問題意識をもたせる契機となったと考えられ非常に興味深い。ただし、この点についての考察は本論の目的ではないため、I F E L受講者選考とその後の教員研修とのかかわりの可能性について指摘するに止めたい。

### 第二節 選考手順

I F E Lの受講者選考方法は、第4期(1949年度)までは、都道府県教育委員会が受講志願者の中から文部省より各講習別に割り当てられた人数に応じて選考を行い、結果を文部大臣に報告するというものであった。また、第5期(1950年度)以降は、都道府県教育委員会から推薦された者の中から主管大学の学長が選考する方法であった。本論では、便宜上第4期までを前期、第5期以降を後期として記述する。さて、ここで、そ

## 松本 和寿

それぞれの選考方法の具体を確認しておきたい。

まず、前期の選考方法について、昭和 25 年 1 月 23 日付 教育長講習連絡室長 関口隆克 発 教育委員会宛文書「第 4 期（昭和 24 年度第 2 回）教育長，指導主事講習実施について」（11）の中の関係部分を引用する。

### 2. 受講者選定方法

(イ) 都道府県別に選考委員会を設け、受講志願者について、下の選考資料にもとづき、考慮の上選定するものとする。

#### A. 人物考査

別紙様式により志願者の所属長が記入して選考委員会に直接提出する。

#### B. 身体状況

別紙様式により医師の記入したものを志願者より提出する。

#### C. 学歴の履歴

#### D. 実務の履歴

別紙様式により志願者本人が記入して提出する。

#### E. 研究論文又は著書

#### F. 志願者名票

なお、中学校、高等学校指導主事講習の特設ワークショップ別のものを希望する者は、(F) 志願者名票に希望科目，第一志望，第二志望及び会場名を記入すること。

次に、後期の選考方法について、昭和 26 年 7 月 9 日付 文部事務次官 日高才四郎 発 教員養成を主とする大学学部の国立大学長，都道府県教育委員会，都道府県知事宛文書「昭和 26 年度教育指導者講習の開設について」（12）の関係部分を引用する。

### 5 参加者選考方針ならびに方法

- (1) 参加者は各地域，各専門分野において将来指導的役割を果たしうるような優秀な人物であること。
- (2) 参加者の適格性を判定するに当たっては，その講座の種類に応じ，学歴，職歴，地位，年令等を考慮すること。
- (3) 参加者の決定は，下記の要領によって推薦された者のうちから開設大学が決定すること。

(イ) 教育長，指導主事，学校管理および養護教諭の部

- 1 各都道府県別割当人数は，別表による。

## 戦後新教育の普及に関する研究

- 2 開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦したものの中から選考の上決定する。
- 3 各都道府県の推薦委員会は教育長を議長とし教育委員会（都道府県の関係者を含む）および教員養成を主とする大学学部からそれぞれ同数の委員を選定して構成し、その人数は 11 名以下とする。

### 備考

推薦すべき人数は割当人数の 1.3 倍程度とし、これに順位をつけること。

#### (ロ) 教科教育の部

- 1 予定された定員を教員養成を主とする大学学部割り振るとおよそ別表 2 のような割当となる。
  - A なるべくこの割当により各科目につき少くも 1 名は参加するよう努力されたい。
  - B 定員にみえない場合は、教員養成を主とする国立大学以外の国、公、私立大学、公、私立短期大学および教育委員会からの推薦者のうちから選考する。

#### (ハ) 職業管理の部

教員養成を主とする国立大学および各都道府県の推薦委員会で推薦されたものの中から、参加者を開設大学において決定する。推薦割当人員は別表 2 による。

(引用中にある「別紙様式」「別表」は省略)

また、この文書には明記されていないが、前期は受講者選考にあたり、選考試験が実施された。試験問題の内容は上述したような、行政関係、教育一般、法規関係の各分野からの出題であった。(13)

選考テスト実施の概要は次の文書に見ることができる。昭和 25 年 2 月 3 日付 教育長講習連絡室長 関口隆克 発教育委員会宛文書「第 4 期（昭和 24 年度第 2 回）教育長、指導主事講習実施について」(14)

第 4 期（昭和 24 年度第 2 回）教育長、指導主事講習実施についてさきに、その要項を送付しましたが、更に下記の事項を追加通知します。

### 記

#### 1, 筆記試験施行期日



松本 和寿

2月17日（金） 午前9時半より12時まで

1, 試験問題配布期日及び場所

- ・期日 2月13日（月）午前9時
- ・場所 文部省試寫室（2階）

1, 筆記試験実施及び受講者選考に関する注意事項, 並びに合格者に関する事項その他

報告書類等については, 試験問題配布当日に連絡します。

文部省からの上記文書を, 大阪府教育委員会は同年2月6日に受け付けた後, 昭和25年2月9日付 大阪府教育委員会教育長発 府教委出張所長, 地方教育委員会教育長, 各市長（大阪, 堺, 岸和田を除く）府立高等学校長, 国立大阪学芸大学天王寺・平野・池田分校主事, 浪速大学長宛文書「昭和24年度第2回（第4期）教育長, 指導主事講習受講者筆記試験について」（15）を發し, 筆記試験施行期日 2月17日（金）午前9時より12時まで 試験場所 府立清水谷高校 という指示をしている。試験問題を文部省が作成し, 全国一斉に実施したことやその配付を本省で試験実施のわずか4日前に行ったことなどがこれらの文書から見て取れる。当時の交通事情からすれば, 試験4日前の配布は, 指定日に試験を実施するためにはぎりぎりの線であったであろう。これは試験を厳正に実施するという姿勢の表れと考えられる。

**第三節 大阪府における受講希望者と選考状況（前期）**

大阪府における前期 I F E L の講習別受講割当数, 志願者数, 合格者数を一覽化したものが次表である。（『教育長等講習報告書』1950 文部省「受講者に関する諸統計」より作成, 第3期の指導主事（中）の割当は左が一般, 右がワークショップの割当）（16）

表1 大阪府における I F E L 受講者の選考状況（前期：第1期～第4期）

講習別	教 育 長			指 導 主 事 (小)			指 導 主 事 (中)			
	割 当	志 願 者	合 格 者	割 当	志 願 者	合 格 者	割 当	志 願 者	合 格 者	
第1期	12	30	6	13	32	7	9	38	5	
第2期	6	29	8	6	43	6	4	27	4	
第3期	18	33	18	11	48	11	4	1	19	5
第4期	9	29	18	14	72	11	8	39	9	

## 戦後新教育の普及に関する研究

前表のとおり、前期においては全ての講習で志願者数が割当数を上回っている。選考方法については、前節で述べたとおりであるが、大阪府公文書館所蔵の文書を用い、第3期指導主事講習（小）及び指導主事講習（中：ワークショップを含む）の選考状況についてさらに明らかにしたい。（17）

まず、指導主事講習（小）の志願者の現職を整理しその上で合格者のそれと比較することとする。なお、合格者の情報については、『第3期教育長、指導主事講習修了者名簿』1950 文部省教育長等講習連絡室(18)を参照した。

表2 大阪府における第3期指導主事（小）講習志願者の現職と合格率

現 職	志 願 者	合 格 者	合格率%
小学校教諭	28	2	7.1
中学校教諭	3	0	0
附属学校教諭	6	2	33.3
府教委指導主事	5	1	20.0
市町村教委指導主事	6	5	83.3
府教委嘱託	1	1	100.0
合 計	49	11	22.4

一般小中学校教諭の合格率 6.6%

表3 大阪府における第3期指導主事（小）講習合格者の現職及び最終学歴等

	現 職	最終学歴	現職までの履歴
1	府教委泉北出張所視学	池田師範本科	小学校教諭・師範訓導
2	府教委泉北出張所嘱託	天王寺師範本科第二部	師範訓導
3	池田師範附属小教諭	池田師範	小学訓導
4	平野師範附属小教諭	天王寺師範本科	小学教諭
5	府教委主事	池田師範本科第一部	小学教諭・師範訓導・女学訓導・視学
6	貝塚市立津田小教諭	天王寺師範	小学訓導・師範訓導
7	豊中市役所視学	池田師範専攻科	小学訓導・師範訓導・官公吏
8	堺市教委指導主事	広島高等師範教育科	小学訓導・中学教諭

松本 和寿

9	大阪市立北田辺小教諭	天王寺師範専攻科	小学訓導・師範訓導
10	大阪市教委指導主事	天王寺師範	小学訓導・師範訓導・小学校長・視学
11	大阪市教委指導主事	池田師範	小学訓導・視学

指導主事講習（小）の受験者 49 名に対し、合格者数 11 名ということは合格率 22.4% となる。競争率もさることながら、合格者の所属に注目すると一般の小・中学校教諭の合格率が 6.6% と極端に低いことが特徴的である。また、合格者のうち、現に指導主事等、教委関係にあるものが 7 名、合格者の中で現に師範附属の教諭であるものと師範訓導の経験のあるのが 8 名存在する。

このことから、志願者の学歴や履歴は明らかでないものの、この選考が参加者選考方針にある「将来指導的役割を果たしうる」人材という規定通り行われたことが理解できる。

I F E L 修了者に与えられたバッジを取り上げ「このバッジを胸につけることを一つの誇りとしているように見える。このような誇りはこの講習が実質的な効果をもって日々の日本の教育界に貢献しうるという心証を表すものとしてよろこばしい。」(19) と表現された受講者の栄進、つまりは I F E L 受講が戦後教育界での出世のパスポートであったという見方は、志願者の多さ、合格者の履歴の特殊性からも頷けるであろう。(20)

次に指導主事講習（中）の選考状況について明らかにする。ここでは、まず、ワークショップ参加について取り上げる。ワークショップとは、指導主事講習（中）の中に特設課程として設置されたグループ学習に特化した講習形態を取るものである。対象は、職業、家庭、体育、商・工科の 4 種であり、第 3 期、第 4 期において全国 4 会場で実施された。

第 3 期 I F E L では、大阪府からワークショップに参加させるものとして 1 名が割り当てられている。上述の大阪府文書により、ワークショップの志願者について一覧化してみる。

戦後新教育の普及に関する研究

表4 大阪府における第3期指導主事講習（中：ワークショップ）志願者の現職等

	志願科目	現 職	テスト得点	推薦順位
1	体 育 科	大阪府教育委員会課長代理主事	70	1
2	〃	堺市教育委員会係長	70	2
3	〃	堺市教育委員会係長	64	3
4	〃	中学校教諭	59	4
5	〃	中学校教諭	48	5
6	商 工 科	工業高等学校教諭	62	1
7	家 庭 科	大阪市教育委員会囑託	74	1
8	〃	大阪学芸大学	61	2

注目されるのは、選考テストの得点と推薦順位との関係である。志望科目内で得点と推薦順位が一致するところを見ると、選考方針に並ぶ様々な基準の中で選考テストの結果が第一義的に勘案されたことが読み取れる。

上述の『教育長等講習報告書』1950には、第3期、第4期の志願者の選考テスト結果が「受講者選考筆記試験に関する統計」として掲載されている。そこには、教育長、指導主事（小）、指導主事（中）別の記録が残されているが、ワークショップ志願者の選考テスト結果についての記録は残されていないため、それが、記載されている指導主事（中）の記録に含まれるのか、元々掲載されていないのか判断できない。そのため、参考の域を出ないが次表を提示したい。

表5 大阪府における第3期指導主事講習（中）選考テストの結果

全体平均点	合格者平均点	不合格者平均点	最高点	最低点
62.54	68.17	60.48	80	39

（『教育長等講習報告書』1950 文部省「受講者選考筆記試験に関する統計」より作成）

第3期の指導主事講習（中）にかかる選考テストの全体平均点は62.54点である。また、合格者平均点は68.17点である。表4の志願者の得点を見ると、体育科の2名と家庭科の1名が合格者平均点を超えている。このとき、ワークショップへの大阪府からの合格者は家庭科の1名であった。つまり、体育科の2名は、指導主事講習（中）に

における合格者の学力レベルを超えていたにもかかわらず不合格となっているのである。

もちろん、選考テストのみで受講者を決定するわけではないことは言うまでもないが、これらのことから、前期の受講者選考がワークショップを含め極端に「狭き門」であったことは間違いない事実として指摘できるであろう。

#### 第四節 大阪府における受講希望者と選考状況（後期）

続いて後期の選考状況について見ていくこととする。後期に入ると前期の状況とうって変わり、講習実施主体の各大学は受講者集めに苦勞することとなる。文大教第 314 号昭和 26 年 7 月 9 日「昭和 26 年度教育指導者講習実施要項」（関係事項の抜粋）(21)では、同年 11 月 5 日から 12 月 14 日に広島大学で実施される社会科教育と理科教育に関する講習が志願者不足のため追加募集を行う旨を通知している。同文書では、別表により各都道府県別の割当を示した後、「なるべくこの割当により各科目につき少なくとも 1 名は参加するように努力されたい。」「定員にみたない場合は、教員養成を主とする国立大学以外の国、公、私立大学、公、私立短期大学および教育委員会からの推薦者のうちから選考する。」と記している。また、備考欄には、「中学校、高等学校の社会科又は理科の教員免許状をかく得するには、大学において教職科目として、社会科教育法又は理科教育法を夫々 3 単位以上取得しなければならない。」と追記までしている。

さらに、同年 9 月 28 日には、広島大学教育学部長 桜井 役 が、各府県教育委員会教育長宛「昭和 26 年度教育指導者講習受講者追加募集について」(22) を発している。その内容は次のとおりである。

拝啓 秋冷の候益々御清祥のこととお慶び申し上げます。さて、本学において別紙要項により、愛知以西の大学教官を主たる対象として、標記講習を実施いたしておりますが、その社会科教育の第二期の参加者を追加募集いたしますから別紙様式により参加希望者の御推薦をお願い申し上げます。

##### 1. 参加者の資格

- a 関係府県における社会科教育において将来指導者的役割を果たしうるような優秀な人材であること。
- b 現在府県市教育委員会の指導主事の職にあり主として社会科教育を担当するもの、又は中等学校、小学校の教員で社会科教育を担当し、所属府県の指導的地位にあるもの。
- c 学歴は大学卒業者を標準とし、高等師範学校卒業者については特に

## 戦後新教育の普及に関する研究

優秀なるものについて考慮する。

### 2. 追加募集人員

第2期（11月5日－12月14日）

社会科教育…約9名 関係府県より各1名推せんをうけ本学で選考する。

理科教育 約5名

### 3. 申込期限 10月10日

（理科教育にかかわる追加募集が社会科教育の追加募集の文書に書き添えられている。：引用者註）

文部省からの通知に重ねて広島大学が追加募集の告知を行っている点には、受講者不足に大学当局が悩んでいた事実が窺える。また、9月28日に本文書を発し、追加応募締切を10月10日としているところからも切迫した状況が見て取れる。

これらの通知を受け、大阪府教育委員会は締切を9日過ぎた同年10月19日に主務課長が次の文書を起案し同日付で教育長決裁を受けている。(23)内容は次のとおりである。

案

年 月

大阪府教育長

広島大学教育学部長宛

アイフェル受講者の参加希望票送付について

標記の件について九月二十八日付追加募集の御照会がありましたので左記の通り社会科の希望票を送付いたしますから御詮衡の上、折返しその結果を御回報願いたい。

尚 理科の希望者ないため社会科だけ御報告します。

この文書の浄書文書は見出せなかった。起案日に決済されていることから恐らく同日浄書し文書を発したものと思われる。残念ながら、同文書に記されている「左記」の部分が欠けているため何人の候補者を推薦したのか確定することはできない。そこで、「広島大学における I F E L 社会科教育法講習受講者名簿」(24)から大阪府所属の受講者を探してみると、そこに該当者は存在しない。推薦した事実があるのに受講者がいないとはどういうことか。

同年10月23日付で広島大学教育学部長から大阪府教育委員会教育長宛に発せられた文書(25)を見ればその謎が氷解する。

松本 和寿

廣教 I 第 127 号

昭和 26 年 10 月 23 日

大阪府教育委員会教育長 殿

広島大学 I F E L 管理者

広島大学教育学部長 桜井 役

教育指導者講習受講者について

昭和 26 年 10 月 19 日教委学第 645 号で御推薦いただきました〇〇  
〇〇氏は学歴の点で遺憾ながら許可いたしかねますので御了承願  
います。

(〇〇〇〇は氏名 引用者:注)

つまり、大阪府教育委員会は、広島大学の求めに応じ推薦者を通知したものの、学歴の不足という理由で受講を許可されず結果的に受講者なしとなったのである。ちなみに同講習は定員割れのまま実施された。また、受講不可となった該当者は、一般小学校教諭で天王寺師範学校専攻科卒業者であった。

この期、大阪府教育委員会は、社会科教育法や理科教育法ばかりでなく、商業科教育法講習についても文部省から追加募集の通知(26)を受け取っている。

このように、前期とは違って変わり後期では志願者の定員割れという状況が起きるようになったのである。しかし、上述のようにそれがそのまま「広き門」への転換を意味するものではなく、学歴が受講資格の中心をなすことには変わりがなかったことを確認しておきたい。

### 第五節 受講者数減少の原因

小谷野は、受講者数減少の原因は前期と後期で選考方法が変更されたこと、つまり、前期は学力試験を伴うもののその志願には個々の教員の自由意志が反映されており、しかも I F E L を受講すれば栄進の道を歩むことができると解釈されていたことにより多数の志願者を生むに至ったが、後期は教育委員会の推薦というフィルターがかけられたことが一般教員の意欲を減退させ志願者が減少したとしている。また、日本の政治的变化による I F E L 自体の性格の変質もその要因であるとしている。

本論もその主張と相反するものではないが、後期にも広島大学が定員割れ覚悟で受講者の学歴にこだわったように、I F E L 受講者が所謂エリート性を帯びていることは否定できない。むしろ、教育界に I F E L 離れが起きることにより、それでも受講する者は少数派としてより明確に(実質はどうであれ)リーダーとしての資格を付与されるこ

## 戦後新教育の普及に関する研究

とになったであろう。とすれば、なぜ志願者が減少したのか。出世が約束されるのであれば、総数として志願者が減少したにしても定員割れを起こすほどの状況にはなるまい。

ここでも、地方の実情を明らかにするという手法にこだわってみたい。そのことにより、さらに細やかな分析ができるものとする。次の文書は、大阪府教育委員会が、昭和 28 年度の教育長講習（町村教育長講習）参加者推薦に際し、志願者はあるもののその総数が大阪府へ割り当てられた人数に満たない理由を文部省大学学術局長宛報告するための起案文書(27)である。もちろん、当該講習は I F E L そのものではなく、I F E L の後を引き継ぐ形で行われたものであるため、比較対象とすることに異論はあるであろうが、I F E L を主管した大学学術局がこの講習も主管していることや、大学が講習主体となっている点などが I F E L と同じであるため批判を恐れず提示したい。

昭和 28 年度教育長講習（町村教育長講習）参加者推薦について

標記のことについてはさきに御高裁を経た順序により、各出張所から推薦して来たものを選考の結果、別表のものを教育長講習参加者として選定いたしましたのでこれを別案により開設大学宛推薦してよろしいかお伺いします。

（根拠）七月十四日付文大教大四三四号 大学学術局長通知

「昭和 28 年度教育長講習（町村教育委員会教育長講習）参加者募集について」

（備考）

大阪府割当定員は七名であるが、参加希望者が四名であるのは次の理由による。

- ① 地方自治法の一部改正により、助役が昭和二十九年三月三十一日まで市町村教育長の職を兼ねることができるようになったこと。
- ② 受講希望者の中に地方教委が廃止される運命ではないかという懸念が多分にあること。
- ③ 町村合併の機運が濃厚に出ていること。
- ④ 参加資格に制限があること。

（教員免許状を有する者、又は受けることのできる者を除く。＝即ち教員の一級免許状の所有者は除く＝）

ここには、教育者たちの「実質的な資質向上」を目指した I F E L によって語られた理念と、この時期に行われた諸改革の影響を受け徐々に変化する現実との間に「ズレ」



が生じている状況が表れていると見ることもできる。諸改革の背景に、日本の独立を契機とし、占領下に急拵えされた形式的組織化への反動があるとするれば、I F E Lの受講者減少の要因は、小谷野が推量した日本の政治的変化によるI F E L自体の性格の変質にあるという見方の一方で、I F E Lが変質しなかったからこそ時勢にそぐわなくなったという推論も成り立つ。変質しなかったという根拠の一つが、学歴へのこだわりに見られる教育現場との遊離であろう。

### 第三章 講習の実際

#### 第一節 九州大学における第3期I F E Lと山本三郎

次に、講習の実際に着目することとする。九州大学を会場とした第3期I F E Lは、「第3回教育長等講習会」として1949（昭和24）年10月10日から3ヵ月間に渡り行われた。その講習対象は、教育長講習、指導主事講習（初等及び中等）、教育学部教授講習であった。講師は、九州大学教授平塚益徳を主幹、原俊之を講座主事とし、日本人26名、アメリカ人3名が勤めた。受講者は、教育長講習97名、指導主事講習（初等指導主事）42名、指導主事（中等指導主事）59名、教育学部教授16名であった。（28）

同講習の内容は、受講者のうちの代表者数名が記した研究集録により知ることができるが、「第三回教育長等講習会研究報告（初等指導主事）」1949（昭和24）年によれば、教育原理、教育社会学、教育心理、カリキュラム、ガイダンス、教育評価の理論と実際、指導主事の任務、学校の組織と管理、学校図書館、グループダイナミクス等の講習が行われたことが分かる。（29）

山本三郎（現姓 鼻地三郎、以下、山本姓で記述）は、第3期I F E Lで教育評価の講習を担当した。当時、山本は福岡学芸大学教授の職に在ったが、平塚の要請により九州大学講師併任となりI F E Lにかかわることとなった。小谷野は、山本の「アメリカ人講師の指示に従い、あらかじめ原稿の校閲を受けてから講習するという、占領下の大変な仕事でした。」（30）との言葉を引用し、講習がC I Eの厳しい管理下で行われたことを示唆している。しかし、小谷野は、宗像誠也の同様の言葉と併せてそれに言及するのみで、講習内容へのC I Eの関与や講習方法の具体までは明らかにしていない。そこで、今なお現役の研究者として活動する山本へのインタビューを行い、第3期I F E Lの講習の実際について明らかにすることを試みた。

以下、山本の略歴を簡単に記す。山本は1905（明治39）年北海道に生まれた。山口県立岩国中学校を卒業後、広島県立広島師範学校本科第一部を卒業し、広島県御調郡原

## 戦後新教育の普及に関する研究

田村立原田尋常高等小学校訓導となる。その後、同職を辞し1928（昭和3）年に広島師範学校専攻科へ入学、続いて広島高等師範学校教育学科へ進む。同校助手を勤めた後、大阪府泉北郡浜寺石津尋常小学校訓導を経て1936（昭和11）年30歳で広島文理科大学教育学科（心理学専攻）へ入学する。卒業後、山口県立岩国高等女学校教諭を経て福岡県立女子師範学校教諭専攻科主任となり、福岡第一師範学校教授、久留米医科大学講師、福岡学芸大学教授を歴任する。その後、九州大学講師を併任しI F E L講師となったのは44歳のときであった。この間、障害児のための教育施設「しいのみ学園」を設立する。また、1956（昭和31）年、九州大学医学部精神神経科教室に内地留学し医学博士の学位を受ける。1961（昭和36）年には、広島文理科大学から文学博士の学位を受ける。1970（昭和45）年に福岡教育大学教授を退官するが、その後、満100歳を超えた現在に至るまで教育心理学及び障害児教育の研究に取り組んでいる。（31）

### 第二節 講習内容へのC I Eの関与

第3期I F E Lにおいて、山本は教育評価の講習を担当した。この分野のアメリカ側の担当は、Earl, Huchinson（以下、ハッチンソン）であった。ハッチンソンはワシントンの出身、合衆国教育総局、中等教育部教員養成部部長の職からの赴任であった。山本はこのハッチンソンと組んで講習にあたった。

山本は講習内容の決定方法について、次のように述懐する。（32）

講習の予定日の1週間ほど前になるとハッチンソンから10冊ほどのアメリカの専門書を手渡され、その中から講習をするようにとの指示を受けた。しかし、それは参考文献の提供という訳ではなく、講習内容の指示であった。その証拠に渡された書籍の数か所に付箋が貼られており、そこを中心に話すことを求められた。

また、実施日前までに指示に基づき講習内容を考え、英文のレポートにして提出しなければならなかった。

指示に基づき講習内容を英文でまとめ、ハッチンソンに提出した後講習を行ったが、講習を行う際には、ハッチンソンが演題の横に座り、講習内容を通訳から聞いていた。

このような状況が、小谷野が引用した「アメリカ人講師の指示に従い、あらかじめ原稿の校閲を受けてから講習するという、占領下の大変な仕事でした。」という山本の言葉の背景にあるのである。山本は、「自分の考えるままに伝えられないことに不満があったので、ハッチンソンへの通訳が日本人の場合には、事前に提出したレポートと違う

ところは適当に通訳するようにと頼み、勝手なことも結構話した。」とも述べている。

勿論、I F E L，さらに言えば敗戦や占領という事実に対する山本の意識が批判的であればあるほど、上述の状況を山本は「検閲」と受け止めるであろうし、もし、逆の立場であれば同じ状況であっても、それを積極的な「助言」と受け止めたであろう。しかし、いずれにしても、講習内容へのC I Eの関与が極めて大きいことは確かである。

加えて言えば、「検閲」という意識は、受講者にもおいても同様であった。時期は遅れるが、第6期I F E L（社会科教育法）を受講した桑田五郎（当時、広島県立府中高等学校教諭）は、「どんな講習を聞いても、この講習を占領政策の一環と受け止めていたので、占領軍相手に疑問点を口にするなど思いもよらなかった。」と述べている。(33)日本の独立が迫った1951（昭和26）年のI F E Lでさえ占領政策の一環という受け止めに存在するのであれば、第3期I F E Lで山本が感じた「検閲」という重圧は想像に難くない。

### 第三節 講師の任免へのC I Eの関与

山本が講師に任命されたのは、平塚の推薦によるものであった。また、当時文部省の教員養成課長であった、山本の恩師、玖村敏雄からの信任も関係している。山本以外の講師については定かではないが、山本の場合、講師任命についてのC I Eの関与は見られない。しかし、講師就任後であっても3か月に及ぶ講習の間に、不適格と判断された者はその職をC I Eにより解かれることがあった。山本は、ある一人の講師が講習開始後早々に解任されたことを次のように述べている。

講習が一定期間過ぎると、受講者に対する面談を行った。ハッチンソンと自分とが面接者となり、受講者へいくつかの試問を行ったのである。しかし、これは受講者を篩にかけるためではなく、あくまでも指導・助言を行うガイダンス的なものであった。

また、面談の際には、受講者に対し事前に行っていた各講師の講習に対する評価アンケートを持参させた。そのアンケートにより受講者から極めて評判の悪い者の職を解くためである。実際、ある大学教授は講習開始後早い段階で解任された。

山本によれば、第3期I F E Lで解任された講師は一人であるが、たとえ一人であっても残った講師にとってみれば、かなりの圧力を感じる制度だったことが推測される。ただし、C I Eは不適格者を排除するためにアンケートを実施したわけではなく、講習の質を高めるための教員評価の手法を取り入れた制度であったと山本は受け止めている。

## 戦後新教育の普及に関する研究

柴静子は、家庭科教育法についての I F E Lで行われた受講者アンケートを取り上げ考察しているが、このような講師の解任にかかわる講習内容の評価という点には言及していない。(34)

第3期 I F E Lの際のアンケート用紙や質問項目の詳細は不明であるが、このようなアンケートの実施も、やはり講習への C I Eの強力な関与を裏付けるものと言えるであろう。

### 終わりに

I F E Lが果たした役割の大きさは、先行研究として取り上げた緒論の指摘どおりである。しかし、各期の講習別であれ I F E L全体であれ、今後さらに研究が蓄積されることでその教育史的価値が I F E Lを肯定的に評価する立場だけでなく様々な角度から検討されるであろう。

本論では、「I F E Lの担った「民主主義」の限界」という小谷野の示唆に基づき、受講者選考について地方に残る行政文書をつなぐことや、講習の実際にかかわる C I Eの関与の具体を明らかにし、民主主義を謳い戦後新教育の普及を目指したとされる I F E Lに内在した非民主的な側面を次の二点から指摘した。

その一つが、志願者数が不足してもなお、受講者選考において志願者の学歴・属性へ厳密にこだわり受講を許可しなかった I F E Lの「権威」性である。戦後新教育の「指導者」としてふさわしい資質を担保するために厳格に受講者選考を行うという I F E Lの姿勢が、まさに日本の独立決定から独立へといった後期 I F E Lの時期に、各大学へ事業主体が移管されてもなお継続されたことにより、教育者たちが I F E Lを「選ばれた者たちのための特殊な研修」と受け止めた結果、志願者の減少を来したと考えられる。この点については、選考方法等の変更に代表される前期から後期にかけての I F E Lの変質を志願者減少の理由とする小谷野とは異なる見方である。

もう一つが、C I Eの「圧力」と受け止められかねない状況の中で講習が行われたという事実である。具体的には、講習内容や方法の裁量権が日本人講師にないこと、また、C I Eのねらいはどうか、講師の能力がシビアに評価されそれが時には解任に結びついたことなどがそれにあたる。ここには、早期に民主主義を定着させるために、非民主的な方法が用いられたという矛盾が存在する。もちろん、この期、C I Eさらに言えばアメリカが意図した「民主主義」とは何か、あるいは日本人が実感した「民主主義」とは何かという課題が存在するが現時点でそこに言及するだけの蓄積を持ち得な

い以上、本論における考察はここで止めることとしたい。

第8期までのIFELを文部省が総括した、『教育指導者講習小史』の「目的」は、次の書き出しで始まる。

「教育指導者講習」は再建日本のための新教育が正しい方向を目指して発足し、発展することを願ひ、文部省が予算を立てて開始した事業の一つである。連合国軍最高司令部民間教育情報局はこの事業計画を立てるにあたって絶大な援助をしてくれたことは忘れられない感謝である。けれども講習の内容については文部省も民間教育情報局も干渉はしなかった。(35)

確かに、戦後新教育の普及にIFELが果たした役割は計り知れない。しかし、上述総括に代表されるIFELの評価については、今後、本論で提示した視座を含め、様々な角度からの検討が必要であろう。

#### 【注】

- (1) 「教育指導者講習会（IFEL）の基礎的・調査研究」平田宗史・平田トシ子 福岡教育大学紀要 1995・『教育指導者講習小史』文部省 1953
- (2) 「IFEL（教育指導者講習）における養護教育」三原和子・北村陽英 奈良教育大学紀要 2001 p 110
- (3) 「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（Ⅷ）」柴静子 広島大学大学院教育研究科紀要 2001 p 342
- (4) 前掲論文
- (5) 「対日占領期の教育指導者講習会（IFEL）と家庭科教育（第1報）」中屋紀子 日本家庭科教育学会誌 25 1982  
「第5期IFELにおける成人教育講習の内容と特質」榊原博美 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 2002
- (6) 「教育指導者講習（IFEL）に見る戦後教育の出発と教育心理学」小谷野邦子 茨城リサ教大学紀要 33 1999
- (7) 前掲論文 p 6, p 14
- (8) 前掲論文 p 5

「アメリカ人講師の指示に従い、あらかじめ原稿の校閲を受けてから講習するという、占領下の大変な仕事でした。」鼻地三郎の言。

## 戦後新教育の普及に関する研究

「私は非常な I F E L 嫌いであった。それで、名義上はともかく、実質的に深くこれに関係したのは（昭和）26年度がはじめてであった。この時から各大学の考えどおりにやるようになったからである。」宗像誠也の言。

- (9) 「教育職員の学力についての一示唆」青木誠四郎『教育委員会月報』第4号 文部省教育助成地方課編 1950 第一法規出版 p 1～8
- (10) 前掲書 p 8 なお、選考試験結果の分析については、「I F E L 受講者選考試験の結果について」『月刊教育調査』第7号 1951 文部省学術調査局 p 33～41 にも同様の分析が掲載されている。
- (11) 「第4期（昭和24年度第2回）教育長，指導主事講習実施について」昭和25年1月23日 文部省文書 『占領期教育指導者講習基本資料集成』高橋寛人 1999 所収史料
- (12) 「昭和26年度教育指導者講習の開設について」昭和26年7月9日 文部省文書 前掲資料集成所収史料
- (13) 『教育長等講習報告書』1950 文部省 p 174～179 前掲資料集成所収史料
- (14) 「第4期（昭和24年度第2回）教育長，指導主事講習実施について」昭和24年2月6日 文部省発文書 大阪府公文書館所蔵
- (15) 「昭和24年度第2回（第4期）教育長，指導主事講習受講者筆記試験について」昭和24年2月9日 大阪府教育委員会発文書 大阪府公文書館所蔵
- (16) 『教育長等講習報告書』1950 文部省 p 133～140 前掲資料集成所収史料
- (17) 「教育長，指導主事講習受講者決定について」昭和24年9月26日起案 大阪府教育委員会文書 大阪府公文書館蔵 なお、同文書には教育長講習受講者についても掲載してあるが、一部欠落しているため、表1における文部省発表の志願者数と合致しない。そのため、指導主事について分析することとした。
- (18) 『第3期教育長，指導主事講習修了者名簿』1950 文部省教育長等講習連絡室 p 30～31 前掲資料集成所収史料
- (19) 前掲『教育指導者講習小史』文部省 1953 p 45
- (20) 小谷野は、前掲論文の中で、前期の合格率の低さ（競争率の高さ）を、I F E L 受講が「教育指導者（幹部候補生）に選考されるための条件か何かのように受け取られる筋もあったようである。」としている。
- (21) 「昭和26年度教育指導者講習実施要項」（関係事項の抜粋）文大教第314号 昭和26年7月9日 大阪府公文書館所蔵

松本 和寿

- (22) 「昭和 26 年度教育指導者講習受講者追加募集について」昭和 26 年 9 月 28 日 広島大学教育学部長 桜井役 発, 各府県教育委員会教育長宛文書 大阪府公文書館所蔵
- (23) 「アイフェル受講者の参加希望票送附について」昭和 26 年 10 月 19 日付 大阪府教育委員会主務課起案文書 大阪府公文書館所蔵
- (24) 「I F E L 受講者名簿 広島大学」前掲資料集成所収
- (25) 「教育指導者講習受講者について」昭和 26 年 10 月 23 日付 広島大学教育学部長 発 大阪府教育委員会教育長宛文書 大阪府公文書館所蔵
- (26) 「教育指導者講習商業科教育講座参加者追加募集について」昭和 26 年 10 月 12 日付 文部省大学学術局長 稲田清助発 大阪府教育委員会教育長宛文書 大阪府公文書館所蔵
- (27) 「昭和 28 年度教育長講習（町村教育長講習）参加者推薦について」昭和 28 年 9 月 2 日起案 大阪府教育委員会教育長発 文部省大学学術局長宛文書 大阪府公文書館蔵
- (28) 『教育長等講習報告書』1950 文部省 p 99～100 前掲資料集成所収史料
- (29) 「第三回教育長等講習会研究報告（初等指導主事）」1949（昭和 24）年
- (30) 『鼻地三郎聞書 親心子心』高村充一 西日本新聞社 1990 p 71
- (31) 前掲書 p228～235 年譜から
- (32) 鼻地三郎氏へのインタビューより 2006（平成 18）年 12 月 10 日 鼻地氏自宅にて 以下、鼻地氏の話については同様
- (33) 桑田五郎氏へのインタビューより 2003（平成 14）年 7 月 19 日 桑田氏自宅にて 拙稿（修士論文）
- (34) 前掲, 註(3)論文
- (35) 『教育指導者講習小史』文部省 1953 p 6

※ 本論執筆にあたり、鼻地三郎氏に第 3 期 I F E L の実際について様々な御教示をいただいたこと、また、大阪府立公文書館に史料の提供について多大なる御協力をいただいたことに、心より感謝いたします。